

「各種事務事業の取扱い」

19 建築住宅分科会

長岡市・寺泊町合併協議会

項番	事務事業コード	各種事務事業	変更	分類	調整方針案
383	020101	市町村営住宅(家賃)	経過	合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
384	020103	市町村営住宅(敷金)		合併時に統一	越路町、小国町、寺泊町の基準に統一する。
385	030101	市町村営・県営住宅(入居者の資格)		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
386	030201	市町村営・県営住宅(入居者の選考方法)		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
387	020102	市町村営住宅(家賃の減免方法等)	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
388	020104	市町村営住宅(駐車場使用料)		合併後に統一	長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
393	020301	改良・単独住宅(家賃)		現行どおり	現行どおりとする。
394	020303	改良・単独住宅(敷金)		合併時に統一	越路町の基準に統一する。
395	030102	改良・単独住宅(入居者の資格)		現行どおり	現行どおりとする。
396	030201	改良・単独住宅(入居者の選考方法)		現行どおり	現行どおりとする。
397	020302	改良・単独住宅(家賃の減免方法等)	経過	合併後に統一	長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。
398	020304	改良・単独住宅(駐車場使用料)		合併後に統一	長岡市の市営住宅の駐車場使用料の算定基準を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。
399	030301	公営住宅等維持管理費用の負担区分		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
400	040101	勤労者住宅建設資金融資制度		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。
401	040401	がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金		合併時に統一	長岡市の制度を基に統一する。
402	040102	住宅建設助成制度		合併時に統一	長岡市の制度に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

383

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)			中項目			小項目			各種事務事業																																																																													
1 9 建築住宅			0 2 公営住宅等の状況			0 1 市町村営住宅			0 1 市町村営住宅 (家賃)																																																																													
長岡市			中之島町			越路町			寺泊町																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西蔵王</td> <td>2K</td> <td>1,400</td> <td>4,100</td> </tr> <tr> <td>上除</td> <td>2DK~3LDK</td> <td>23,400</td> <td>52,400</td> </tr> <tr> <td>稲葉</td> <td>2K・4K</td> <td>4,900</td> <td>15,800</td> </tr> <tr> <td>希望が丘</td> <td>2K・3K</td> <td>9,800</td> <td>22,400</td> </tr> <tr> <td>昭和</td> <td>3K・3DK</td> <td>12,700</td> <td>25,200</td> </tr> <tr> <td>中島</td> <td>2K</td> <td>11,400</td> <td>19,000</td> </tr> <tr> <td>宮栄</td> <td>3DK</td> <td>15,900</td> <td>27,200</td> </tr> <tr> <td>川崎</td> <td>3DK</td> <td>17,300</td> <td>30,900</td> </tr> <tr> <td>松葉</td> <td>3K</td> <td>15,900</td> <td>26,400</td> </tr> <tr> <td>土舎</td> <td>2LDK・3LDK</td> <td>27,900</td> <td>52,700</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	西蔵王	2K	1,400	4,100	上除	2DK~3LDK	23,400	52,400	稲葉	2K・4K	4,900	15,800	希望が丘	2K・3K	9,800	22,400	昭和	3K・3DK	12,700	25,200	中島	2K	11,400	19,000	宮栄	3DK	15,900	27,200	川崎	3DK	17,300	30,900	松葉	3K	15,900	26,400	土舎	2LDK・3LDK	27,900	52,700	なし			<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>もみじ丘団地</td> <td>1DK~3LDK</td> <td>13,700</td> <td>41,000</td> </tr> <tr> <td>来迎寺住宅</td> <td>3DK</td> <td>14,300</td> <td>23,700</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	もみじ丘団地	1DK~3LDK	13,700	41,000	来迎寺住宅	3DK	14,300	23,700	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金山第一住宅</td> <td>3DK</td> <td>7,300</td> <td>24,800</td> </tr> <tr> <td>二ノ関住宅</td> <td>3DK</td> <td>16,200</td> <td>26,900</td> </tr> <tr> <td>港町住宅</td> <td>3DK</td> <td>8,600</td> <td>28,500</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	金山第一住宅	3DK	7,300	24,800	二ノ関住宅	3DK	16,200	26,900	港町住宅	3DK	8,600	28,500			
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																																			
西蔵王	2K	1,400	4,100																																																																																			
上除	2DK~3LDK	23,400	52,400																																																																																			
稲葉	2K・4K	4,900	15,800																																																																																			
希望が丘	2K・3K	9,800	22,400																																																																																			
昭和	3K・3DK	12,700	25,200																																																																																			
中島	2K	11,400	19,000																																																																																			
宮栄	3DK	15,900	27,200																																																																																			
川崎	3DK	17,300	30,900																																																																																			
松葉	3K	15,900	26,400																																																																																			
土舎	2LDK・3LDK	27,900	52,700																																																																																			
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																																			
もみじ丘団地	1DK~3LDK	13,700	41,000																																																																																			
来迎寺住宅	3DK	14,300	23,700																																																																																			
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																																			
金山第一住宅	3DK	7,300	24,800																																																																																			
二ノ関住宅	3DK	16,200	26,900																																																																																			
港町住宅	3DK	8,600	28,500																																																																																			
三島町			山古志村			小国町			課題																																																																													
なし			なし			<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新町第1住宅</td> <td>3DK</td> <td>16,100</td> <td>26,800</td> </tr> <tr> <td>新町第3住宅</td> <td>3DK</td> <td>24,100</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <td>上岩田住宅</td> <td>2DK・3DK</td> <td>17,700</td> <td>40,500</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	新町第1住宅	3DK	16,100	26,800	新町第3住宅	3DK	24,100	40,000	上岩田住宅	2DK・3DK	17,700	40,500	<p>家賃は、収入申告に基づき年度当初に決定通知するものであり、年度途中の家賃変更は適当でない。</p>			<p>長岡市の制度を基に統一する。 なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度を基に統一する。なお、合併後の家賃が従前家賃を超える場合は、3か年度をかけて負担調整を行うものとする。)</p>																																																										
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																																			
新町第1住宅	3DK	16,100	26,800																																																																																			
新町第3住宅	3DK	24,100	40,000																																																																																			
上岩田住宅	2DK・3DK	17,700	40,500																																																																																			

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

384

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
19	建築住宅	02	公営住宅等の状況	01	市町村営住宅	03	市町村営住宅(敷金)
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
家賃の2か月分		なし		家賃の3か月分		家賃の3か月分	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		家賃の3か月分		越路町、小国町、寺泊町の基準に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

385

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
19	建築住宅	03	公営住宅等の管理	01	公営住宅等の入居者資格	01	市町村営・県営住宅(入居者の資格)
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
次の条件を満たすこと 同居親族要件 なし 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定によるが、住宅困窮 の 度合いについては、当市の「住宅困窮度 その他の要件 公租公課を滞納していないこと。		なし		次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定による。 その他の要件 公租公課を滞納していないこと。		次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定による。	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		次の条件を満たすこと 同居親族要件 公営住宅法の規定による。 収入要件 公営住宅法の規定による。 住宅困窮要件 公営住宅法の規定によるが、住宅困窮 の 度合いについては、町長の判断により決		長岡市の制度を基に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

386

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業		
19	建築住宅	03	公営住宅等の管理	02	公営住宅等の入居者の選考	01	市町村営・県営住宅(入居者の選考方法)	
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町		
(1) 公募方法 随時 (2) 入居希望者の審査、登録 入居者資格の審査を行い、住宅困窮の度合いについて諮問機関(長岡市住宅対策委員会) (3) 入居者の決定 入居順位の高い登録者から順に入居者として決定する。		なし		(1) 公募方法 随時 (2) 入居希望者の審査、登録 入居希望者の審査を行い、条件を満たした人を待機者として登録する。 (3) 入居者の決定 原則として受付順位の早い登録者から順に入居者として決定するが、困窮要件により優先させる場合もある。		(1) 公募方法 随時 (2) 入居希望者の審査、登録 入居者資格の審査を行い、住宅困窮の度合いについて入居順位を付けて入居希望者を登録 (3) 入居者の決定 入居順位の高い登録者から順に入居者として決定する。		
三島町		山古志村		小国町		課題		
なし		なし		(1) 公募方法 随時 (2) 入居希望者の審査、登録 入居者資格の審査を町で行なう。 (3) 入居者の決定 入居資格を満たしていれば、基本的に入居で		長岡市の制度を基に統一する。		
調整方針案								

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

387

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業													
1 9	建築住宅	0 2	公営住宅等の状況	0 1	市町村営住宅	0 2	市町村営住宅 (家賃の減免方法等)												
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町													
<p>1 家賃の減免と徴収猶予 ・ 県の基準と同じ</p> <p>県の基準の内容 入居者に係る収入が著しく低額であるとき。 入居者又は同居者の疾病又は傷害により、その生活が窮迫するおそれがあるとき。 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。 その他特別の事情があるとき。</p> <p>2 根拠規定 ・ 長岡市営住宅条例 ・ 長岡市営住宅家賃及び敷金の減免及び徴収猶予に関する事務取扱要綱</p>		なし		<p>1 家賃の減免と徴収猶予 ・ 県の基準と同じ</p> <p>2 根拠規定 ・ 越路町営住宅条例 ・ 町営住宅家賃の減額及び徴収猶予に関する要綱</p>		<p>1 家賃の減免と徴収猶予 (1)減免基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>収入額区分(月額)</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0～10,000円</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>10,001～20,000円</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>20,001～30,000円</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>30,001～40,000円</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>40,001～50,000円</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>県の基準と収入額区分が異なる (2)徴収猶予 ・ 県の基準と同じ</p> <p>2 根拠規定 ・ 寺泊町営住宅条例 ・ 寺泊町営住宅家賃の減額及び徴収猶予に関する要綱</p>		収入額区分(月額)	減免率	0～10,000円	50%	10,001～20,000円	40%	20,001～30,000円	30%	30,001～40,000円	20%	40,001～50,000円	10%
収入額区分(月額)	減免率																		
0～10,000円	50%																		
10,001～20,000円	40%																		
20,001～30,000円	30%																		
30,001～40,000円	20%																		
40,001～50,000円	10%																		
三島町		山古志村		小国町		課題													
なし		なし		<p>1 家賃の減免と徴収猶予 ・ 県の基準と同じ</p> <p>2 根拠規定 ・ 小国町営住宅条例</p>		<p>年度途中の減免変更は混乱を招くものであり、適当でない。</p>													
						調整方針案													
						<p>長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>													

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

388

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)			中項目			小項目			各種事務事業		
19	建築住宅		02	公営住宅等の状況		01	市町村営住宅		04	市町村営住宅(駐車場使用料)	
長岡市			中之島町			越路町			寺泊町		
団地名	使用料金 (月額)	全区画数	なし			団地名	使用料金 (月額)	全区画数	なし		
上除	2,700	138				もみじ丘	3,000	30			
土合	4,500	12				来迎寺	3,000	7			
使用料金の算定基準は県の基準のとおり						消雪設備あり					
消雪設備なし (除雪は入居者が行う)											
三島町			山古志村			小国町			課 題		
なし			なし			なし			調整方針案		
									長岡市の制度を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。		

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

データ基準日 平成16年 4月 1日

393

大項目 (分科会)			中項目			小項目			各種事務事業																																																														
1 9 建築住宅			0 2 公営住宅等の状況			0 3 改良・単独住宅			0 1 改良・単独住宅 (家賃)																																																														
長岡市			中之島町			越路町			寺泊町																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲葉 (改良)</td> <td>2K</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>昭和団地1号棟 (改良)</td> <td>2K</td> <td>5,500</td> <td>5,500</td> </tr> <tr> <td>昭和団地2号棟 (改良)</td> <td>2K</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>中島団地1号棟 (改良)</td> <td>2K</td> <td>7,500</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>中島団地2号棟 (改良)</td> <td>2K</td> <td>7,500</td> <td>7,500</td> </tr> <tr> <td>松葉団地1号棟 (改良)</td> <td>2K</td> <td>8,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>柿 (単独)</td> <td>3K</td> <td>5,500</td> <td>5,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 家賃は条例により規定</p>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	稲葉 (改良)	2K	4,000	4,000	昭和団地1号棟 (改良)	2K	5,500	5,500	昭和団地2号棟 (改良)	2K	6,000	6,000	中島団地1号棟 (改良)	2K	7,500	7,500	中島団地2号棟 (改良)	2K	7,500	7,500	松葉団地1号棟 (改良)	2K	8,000	8,000	柿 (単独)	3K	5,500	5,500	なし			<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>こしじハイツ (単独)</td> <td>3LDK</td> <td>13,200</td> <td>21,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>家賃は公営住宅法の規定による。</p>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	こしじハイツ (単独)	3LDK	13,200	21,800	<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金山第二住宅 (単独)</td> <td>2K</td> <td>9,000</td> <td>9,000</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	金山第二住宅 (単独)	2K	9,000	9,000												
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																				
稲葉 (改良)	2K	4,000	4,000																																																																				
昭和団地1号棟 (改良)	2K	5,500	5,500																																																																				
昭和団地2号棟 (改良)	2K	6,000	6,000																																																																				
中島団地1号棟 (改良)	2K	7,500	7,500																																																																				
中島団地2号棟 (改良)	2K	7,500	7,500																																																																				
松葉団地1号棟 (改良)	2K	8,000	8,000																																																																				
柿 (単独)	3K	5,500	5,500																																																																				
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																				
こしじハイツ (単独)	3LDK	13,200	21,800																																																																				
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																				
金山第二住宅 (単独)	2K	9,000	9,000																																																																				
三島町			山古志村			小国町			課題																																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三島町町営住宅1号棟 (単独)</td> <td>4DK</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>三島町町営住宅2号棟 (単独)</td> <td>4DK</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>三島町町営住宅3号棟 (単独)</td> <td>3DK</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>三島町町営住宅4号棟 (単独)</td> <td>3DK</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	三島町町営住宅1号棟 (単独)	4DK	30,000	30,000	三島町町営住宅2号棟 (単独)	4DK	30,000	30,000	三島町町営住宅3号棟 (単独)	3DK	30,000	30,000	三島町町営住宅4号棟 (単独)	3DK	30,000	30,000	なし			<p>1 特定公共賃貸住宅 (単独住宅)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新町第2住宅</td> <td>3DK</td> <td>50,000</td> <td>50,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 町有住宅 (単独住宅)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団地名</th> <th>住宅形式</th> <th>最低家賃</th> <th>最高家賃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相野原住宅</td> <td>3K</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>相野原住宅 (単身)</td> <td>1部屋</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>新町3号住宅</td> <td>3DK</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>新町5号住宅</td> <td>3K</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>新町住宅 (単身)</td> <td>1部屋</td> <td>5,000</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>新町住宅 (単身)</td> <td>2DK</td> <td>23,000</td> <td>23,000</td> </tr> <tr> <td>太郎丸住宅</td> <td>3DK</td> <td>15,000</td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>トイレ、風呂、台所は共同。</p>			団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	新町第2住宅	3DK	50,000	50,000	団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃	相野原住宅	3K	15,000	15,000	相野原住宅 (単身)	1部屋	5,000	5,000	新町3号住宅	3DK	15,000	15,000	新町5号住宅	3K	15,000	15,000	新町住宅 (単身)	1部屋	5,000	5,000	新町住宅 (単身)	2DK	23,000	23,000	太郎丸住宅	3DK	15,000	15,000	<p>現行どおりとする。</p>		
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																				
三島町町営住宅1号棟 (単独)	4DK	30,000	30,000																																																																				
三島町町営住宅2号棟 (単独)	4DK	30,000	30,000																																																																				
三島町町営住宅3号棟 (単独)	3DK	30,000	30,000																																																																				
三島町町営住宅4号棟 (単独)	3DK	30,000	30,000																																																																				
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																				
新町第2住宅	3DK	50,000	50,000																																																																				
団地名	住宅形式	最低家賃	最高家賃																																																																				
相野原住宅	3K	15,000	15,000																																																																				
相野原住宅 (単身)	1部屋	5,000	5,000																																																																				
新町3号住宅	3DK	15,000	15,000																																																																				
新町5号住宅	3K	15,000	15,000																																																																				
新町住宅 (単身)	1部屋	5,000	5,000																																																																				
新町住宅 (単身)	2DK	23,000	23,000																																																																				
太郎丸住宅	3DK	15,000	15,000																																																																				
調整方針案																																																																							

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

394

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
19	建築住宅	02	公営住宅等の状況	03	改良・単独住宅	03	改良・単独住宅(敷金)
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
家賃の2か月分		なし		家賃の3か月分		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
家賃の1か月分		なし		1 特定公共賃貸住宅 家賃の3か月分 2 町有住宅 なし		越路町の基準に統一する。	
調整方針案							

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

395

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 9 建築住宅	0 3 公営住宅等の管理	0 1 公営住宅等の入居者資格	0 2	改良・単独住宅(入居者の資格)
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
<p>1 改良住宅 次の要件を満たすこと (1)同居親族要件 住宅地区改良法の規定による。 (2)収入要件 住宅地区改良法の規定による。 (3)住宅困窮要件 住宅地区改良法の規定によるが、住宅 困窮の度合いについては、当市の「住宅 困窮度判定基準」に基づいて判定を行う。 (4)その他の要件 公租公課を滞納していないこと。</p> <p>2 単独住宅 改良住宅の場合と同じ ただし、新規入居希望者は受け付けてい ない。</p>	なし	<p>市町村営・県営住宅の場合と同じ 次の条件を満たすこと (1)同居親族要件 公営住宅法の規定による。 (2)収入要件 公営住宅法の規定による。 (3)住宅困窮要件 公営住宅法の規定による。 (4)その他の要件 公租公課を滞納していないこと。</p>	<p>1 改良住宅 なし</p> <p>2 単独住宅 別に町長が定める基準に該当する者 ただし、新規入居希望者は受け付けてい ない。</p>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調 整 方 針 案
<p>次の条件を満たすこと 1年以上の入居を希望するもの (三島町町営住宅等管理運営規則による 単身世帯は不可</p>	なし	<p>1 特定公共賃貸住宅 次の条件を満たすこと 小国町に住所を有する者及び小国町に居 住することを希望する者で所得が別に町長 が定める基準に該当する者 現に同居し又は同居しようとする親族が ある者 (小国町営特定公共賃貸住宅条例による)</p> <p>2 町有住宅 (小国町有住宅管理規定による)</p>		現行どおりとする。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

397

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業												
1 9 建築住宅	0 2 公営住宅等の状況	0 3 改良・単独住宅	0 2 改良・単独住宅(家賃の減免方法等)												
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町												
<p>1 家賃の減免と徴収猶予 県の基準と同じ</p> <p>県の基準の内容 家賃の減免 入居者が疾病又は障害により、その生活が窮迫するおそれがあるとき。 入居者が災害により著しい損害を受けたとき。 その他特別の事情があるとき。 家賃の徴収猶予と同じ</p> <p>2 根拠規定 ・長岡市営住宅条例 ・長岡市営住宅家賃及び敷金の減免及び徴収猶予に関する事務取扱要綱</p>	<p>なし</p>	<p>1 家賃の減免と徴収猶予 県の基準と同じ</p> <p>2 根拠規定 ・越路町営住宅条例 ・町営住宅家賃の減額及び徴収猶予に関する要綱</p>	<p>1 家賃の減免と徴収猶予 (1)減免基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">収入額区分(月額)</th> <th style="text-align: center;">減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0～10,000円</td> <td style="text-align: center;">50%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,001～20,000円</td> <td style="text-align: center;">40%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20,001～30,000円</td> <td style="text-align: center;">30%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30,001～40,000円</td> <td style="text-align: center;">20%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40,001～50,000円</td> <td style="text-align: center;">10%</td> </tr> </tbody> </table> <p>県の基準と収入額区分が異なる (2)徴収猶予 ・県の基準と同じ</p> <p>2 根拠規定 ・寺泊町営住宅条例 ・寺泊町営住宅家賃の減額及び徴収猶予に関する要綱</p>	収入額区分(月額)	減免率	0～10,000円	50%	10,001～20,000円	40%	20,001～30,000円	30%	30,001～40,000円	20%	40,001～50,000円	10%
収入額区分(月額)	減免率														
0～10,000円	50%														
10,001～20,000円	40%														
20,001～30,000円	30%														
30,001～40,000円	20%														
40,001～50,000円	10%														
三島町	山古志村	小国町	課題												
<p>なし</p>	<p>なし</p>	<p>1 特定公共賃貸住宅 (1)家賃の減免と徴収猶予 県の基準と同じ (2)根拠規定 小国町営特定公共賃貸住宅条例</p> <p>2 町有住宅 (1)家賃の減免と徴収猶予 町長が特に認めた者 (減免のみで、徴収猶予はなし) (2)根拠規定 小国町有住宅管理規定</p>	<p>年度途中の減免変更は混乱を招くものであり、適当でない。</p> <p>長岡市の制度に統一する。ただし、寺泊町については、平成17年度は現行どおりとする。</p> <p>(長岡地域合併協議会： 長岡市の制度に統一する。)</p>												
調整方針案															

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

398

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)			中項目			小項目			各種事務事業														
19	建築住宅		02	公営住宅等の状況		03	改良・単独住宅		04	改良・単独住宅(駐車場使用料)													
長岡市			中之島町			越路町			寺泊町														
なし			なし			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">団地名</th> <th style="width: 20%;">使用料金 (月額)</th> <th style="width: 20%;">全区画数</th> </tr> <tr> <td>こしじハイツ</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding-top: 5px;">消雪設備あり</td> </tr> </table>			団地名	使用料金 (月額)	全区画数	こしじハイツ	3,000	12	消雪設備あり			なし					
団地名	使用料金 (月額)	全区画数																					
こしじハイツ	3,000	12																					
消雪設備あり																							
三島町			山古志村			小国町			課 題														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">団地名</th> <th style="width: 20%;">使用料金 (月額)</th> <th style="width: 20%;">全区画数</th> </tr> <tr> <td>三島町営住宅</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> </table> <p>カーポートがついているため、除雪の必要はない。</p>			団地名	使用料金 (月額)	全区画数	三島町営住宅	3,000	4	なし			なし			<p>長岡市の市営住宅の駐車場使用料の算定基準を基に統一する。ただし、平成18年度までは現行どおりとする。</p>								
団地名	使用料金 (月額)	全区画数																					
三島町営住宅	3,000	4																					
調 整 方 針 案																							

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

データ基準日 平成16年 4月 1日

399

大項目(分科会)	中項目	小項目	各種事務事業	
1 9 建築住宅	0 3 公営住宅等の管理	0 3 公営住宅等の建物の維持管理	0 1	公営住宅等維持管理費用の負担区分等
長岡市	中之島町	越路町	寺泊町	
<p>(1) 維持管理 建物の維持管理は市が行う。ただし、次の費用は入居者の負担とする。 軽微な修繕 畳の表替え、ガラスの取り替え、流し等の排水管の詰まり修繕等 入居者の過失による汚損、破損箇所の共同施設の使用又は運営 通路、排水溝の清掃、外灯・エレベーターの電気料等</p> <p>(2) 退去の際の修繕 床・天井・内壁の改修等は市が行う。ただし次の費用は入居者の負担とする。 軽微な修繕 畳の表替え、ふすま・障子の張り替え等 入居者の過失による汚損、破損箇所の修繕模様替え等を行った場合の原状復旧</p>	なし	<p>(1) 維持管理 建物の維持管理は町が行う。 消耗品類、入居者が破損した部分の修繕は入居者負担</p> <p>(2) 退去の際の修繕 畳の表替え、ふすま、障子の張替え 入居中破損した部分の修繕 模様替え等を行った場合の原状復旧</p>	<p>(1) 維持管理 建物の維持管理は町が行う。 消耗品類、入居者が破損した部分の修繕は入居者負担</p> <p>(2) 退去の際の修繕 畳の表替え、ふすま、障子の張替え 入居中破損した部分の修繕 模様替え等を行った場合の原状復旧</p>	
三島町	山古志村	小国町	課 題	調整方針案
<p>(1) 維持管理 建物の維持管理は町が行う。ただし住宅及び設備の軽微な修繕料は、入居者の負担とする。</p> <p>(2) 退去の際の修繕 原状を変更した場合における原状の回復 破損、汚損による建具、壁、付属家具等の修復</p>	なし	<p>(1) 維持管理 建物・設備は町が行う。(過失により破損した場合は入居者)。消耗品類や排水詰まり等は入居者。共同スペースの消耗品類等は団地が負担する。</p> <p>(2) 退去の際の修繕 内部を入念に清掃のうえ、畳表・襖・障子の張り替えを入居者負担で行う。</p>		長岡市の制度を基に統一する。

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

400

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
1 9	建築住宅	0 4	住宅政策	0 1	住宅建設の助成制度の状況	0 1	勤労者住宅建設資金融資制度
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
(1) 制度の名称 長岡市勤労者住宅建設資金融資制度 (2) 制度の実施 昭和60年4月 (3) 制度の目的 新たに住宅の建設等をしようとする人で、自己資金の不足する人に必要な資金を融資することにより、持家の促進及び関連業界の振興、併せて雪や地震に強いまちづくりを推進していくことを目的とする。(給与所得者の (4) 計画戸数 年間30件程度 (5) 制度の概要 長岡市が金融機関に必要な資金を預託することで、取扱金融機関が市の定める条件により融資するもの。(新潟県労働金庫のみ取扱) ・貸付金額は、50万円以上で1,000万円までとし 年利率は、一般2.6%、克雪1.6%とする。 ・償還の期間は、25年以内の元利均等月賦償還とする。		なし		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
なし		なし		なし		調整方針案 長岡市の制度に統一する。	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

データ基準日 平成16年 4月 1日

401

大項目 (分科会)		中項目		小項目		各種事務事業													
1 9 建築住宅		0 4 住宅政策		0 4 危険住宅の移転		0 1 がけ地・地すべり等危険地域住宅移転事業費補助金													
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町													
(1) 名称 長岡市がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金 (2) 補助金交付要綱の有無 有り (3) 趣旨 がけ地の崩壊等の危険がある区域内の危険住宅の移転を促進するため、危険住宅の移転を行う者に、補助金を交付するもの (4) 補助金の概要 <table border="1"> <tr> <td>経費区分</td> <td>補助限度額</td> </tr> <tr> <td>・危険住宅の除脚等に要する経費</td> <td>78万円/戸</td> </tr> <tr> <td>・危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費</td> <td>310万円/戸</td> </tr> <tr> <td></td> <td>406万円/戸</td> </tr> <tr> <td>補助率: 国 1/2 県 1/4 市 1/4</td> <td></td> </tr> </table>		経費区分	補助限度額	・危険住宅の除脚等に要する経費	78万円/戸	・危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費	310万円/戸		406万円/戸	補助率: 国 1/2 県 1/4 市 1/4		なし		なし		なし			
経費区分	補助限度額																		
・危険住宅の除脚等に要する経費	78万円/戸																		
・危険住宅に代わる住宅の建設(購入)に要する経費	310万円/戸																		
	406万円/戸																		
補助率: 国 1/2 県 1/4 市 1/4																			
三島町		山古志村		小国町		課題													
なし		(1) 名称 山古志村地すべり危険地域住宅移転等補助金 (2) 補助金交付の根拠 山古志村地すべり危険地域住宅移転等補助金交付規則 (3) 目的 地すべり地域で地すべり災害発生等による住民の人身及び財産の危険を未然に防止す (4) 概要 <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>交付の対象となる者</th> <th>補助限度額</th> </tr> <tr> <td>新築</td> <td>危険地域内の住宅で、5割以上の被害を受け、他に新築するもの</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>解体移転</td> <td>危険地域内の住宅で、危険の切迫により撤去して他に新築するもの</td> <td>135万円</td> </tr> <tr> <td>引方移転</td> <td>危険地域内の住宅で、地すべり又はそのおそれがあり引方するもの</td> <td>90万円</td> </tr> </table> 交付対象者は、地すべり防止法の規定による地すべり防止区域内の住宅で、県知事と協議しなければならない住宅、又は法適用以外の危険地域の住宅で、県知事の認定を得た住宅の居住者とする。		種別	交付の対象となる者	補助限度額	新築	危険地域内の住宅で、5割以上の被害を受け、他に新築するもの	135万円	解体移転	危険地域内の住宅で、危険の切迫により撤去して他に新築するもの	135万円	引方移転	危険地域内の住宅で、地すべり又はそのおそれがあり引方するもの	90万円	(1) 名称 がけ地近接等危険住宅移転事業 (2) 制度の実施 昭和51年4月 (3) 制度の目的 がけ地の崩壊等恐れのある区域より危険区域外に住宅の移転を行う場合に補助金を交付(がけ地近接危険住宅移転事業費補助金交付要綱) (4) 制度の概要 危険住宅の除脚及び建設に要する経費 限度額 除脚に要する経費 780千円 限度額 建設に要する経費 4,060千円 (建物3,100千円、土地960千円) 補助率 国 1/2 県 1/4 町 1/4		長岡市の制度を基に統一する。	
種別	交付の対象となる者	補助限度額																	
新築	危険地域内の住宅で、5割以上の被害を受け、他に新築するもの	135万円																	
解体移転	危険地域内の住宅で、危険の切迫により撤去して他に新築するもの	135万円																	
引方移転	危険地域内の住宅で、地すべり又はそのおそれがあり引方するもの	90万円																	

各種事務事業の取扱いに関する調整方針案 (長岡市・寺泊町合併協議会)

作成日 平成17年 1月11日

402

データ基準日 平成16年 4月 1日

大項目(分科会)		中項目		小項目		各種事務事業	
19	建築住宅	04	住宅政策	01	住宅建設の助成制度の状況	02	住宅建設助成制度
長岡市		中之島町		越路町		寺泊町	
<p>(1) 制度の名称 長岡市住宅建設等特別融資資金貸付制度</p> <p>(2) 制度の実施 昭和58年4月</p> <p>(3) 制度の目的 新たに住宅の建設等しようとする人で、自己資金の不足する人に必要な資金を融資することにより、持家の促進及び関連業界の振興、併せて雪や地震に強いまちづくりを推進していくことを目的とする。</p> <p>(4) 計画戸数 年間130件程度</p> <p>(5) 制度の概要 長岡市が金融機関に必要な資金を預託することにより、取扱金融機関が市の定める条件により融資するもの。 ・貸付金額は、50万円以上1,000万円まで、 年利率は、一般2.6%、克雪1.6%とする。 ・償還期間25年間、元利均等毎月償還</p>		<p>(1) 制度の名称 中之島町住宅建設資金融資制度(利子補給)</p> <p>(2) 制度の実施 昭和60年4月</p> <p>(3) 制度の目的 住宅を建設しようとして、自己資金の不足する者のうち一定の資格要件を備えた者に対して資金を融資することにより持家の促進と町内住宅建築関連業界の振興を図る。</p> <p>(4) 計画戸数 年間3件程度</p> <p>(5) 制度の概要 町内に居住をするための住宅を建設(増築含む)をしようとする人を対象に、取扱金融機関で融資するもの。 ・貸付金額は、50万円以上400万円まで。年利率3.8%(固定)のうち2分の1を町で利子補給。 ・償還期間15年間、元利均等毎月償還</p>		なし		なし	
三島町		山古志村		小国町		課題	
<p>(1) 制度の名称 三島町住宅建設促進利子補給金制度</p> <p>(2) 制度の実施 昭和63年4月</p> <p>(3) 制度の目的 三島町内に住宅を新築する人、又は町内に建設するハウスメーカーの新築住宅を購入される人を対象に、持家の促進を図る。</p> <p>(4) 計画戸数 年間3件程度</p> <p>(5) 制度の概要 三島町が取扱金融機関に利子補給 ・貸付金額は、50万円以上で600万円まで、 その融資金額に対する年利率の2%を利子補給 ・償還期間15年間、元利均等毎月償還</p>		なし		なし		長岡市の制度に統一する。	